

# 兵庫県公報

平成21年1月9日 金曜日 第2045号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成20年度地籍調査事業計画（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	2
公 告	
○ 兵庫県国土利用計画（第四次）（都市政策課）	2
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	18

## 告 示

### 兵庫県告示第20号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成20年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
南あわじ市	南あわじ市のうち志知佐礼尾	平成21年1月から 平成21年3月まで



### 兵庫県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所  
三田市尼寺字菩提山687の2、687の3、小野字前山1444の1・字杉ヶ谷1490の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第22号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区市原字北山693の7
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第23号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区丹治字南山545の1、545の2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

兵庫県国土利用計画の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のように公表する。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県国土利用計画（第四次）

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、兵庫県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、県下の各市町がその区域について定める県土の利用に関する計

画（市町計画）及び兵庫県土地利用基本計画の基本となるほか、県土の利用に関し、各種計画の行政上の指針となるものである。

この計画は、今後の県土利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 1 県土利用に関する基本構想

### (1) 県土利用の現状と課題

#### ア 県土利用の現状

本県は、日本海から瀬戸内海をへて太平洋に至る広大な県域を擁しており、数多くの温泉や景勝地、自然公園を有するなど豊かな広がり美しい自然を誇っている。

中央部北寄りに中国山地が東西に走り、県域が大きく南北に分かれており、気候も、北の日本海型、中央部の内陸型、南の瀬戸内型とそれぞれの地域の特色を表している。

歴史・文化においても、神戸・阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の各地域で特有の個性を有し、数多くの史跡など優れた文化遺産に恵まれている。

このような自然や歴史・文化を背景として瀬戸内臨海部に広がる都市地域、自然豊かな中山間地域やそこに点在する都市など、多様で多彩な県土利用がなされている。

そして、このことが同時に人口や産業の地域的偏在等様々な課題の誘因ともなっている。このため、県土利用においては、多様な自然環境や数多くの文化遺産を保全しつつ、地域の特性を活かし、交流と連携を基調に個性と多様性を重視した地域づくりを進め、地域の自立と県土の均衡ある発展に配慮することが重要となっている。

これまでの10年間の県土利用の推移をみると、農用地は一定の減少傾向にあるものの、森林については減少傾向が緩やかになりつつある。一方、住宅地やその他の宅地、道路は、増加している。工業用地については、一時減少傾向にあったが、近年既存の工業団地を中心に工場立地が進み、増加している。都市においては、空屋、空地等の低未利用地が多くみられ、臨海部においても企業の遊休地が多くみられる。また、農山村においても農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地等の増加傾向がみられる。

こうした中であって、「元気なひょうご・美しいひょうご」をめざす県土づくりのため、今後の県土利用に関する基本方向を示す必要が生じている。

#### イ 県土利用をめぐる課題

人口減少社会の到来と少子高齢化の中で、今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような課題を考慮する必要がある。

##### (7) 安全・安心な県土づくり

近年の自然災害は、平成16年の台風23号にみられるように、風倒木被害や山腹崩壊、ため池の決壊、河川の破堤等被害が甚大化、広範化する傾向にあり、今後も激しい気象変化による集中豪雨等にもなる災害が予想される。また、近い将来には、大規模な被害の恐れのある東南海・南海地震の発生が確実視され、山崎断層帯地震等の発生も懸念される。

このような中、農林業経営の担い手不足等による森林や農地の荒廃、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大、都市化の一層の進展や高齢化、過疎化にともなう地域コミュニティの弱体化による共助の衰え等により、被害の拡大が予想される。また、ライフラインへの依存が高まっている中、被災による影響の拡大等も懸念されており、県土の安全性の確保に対する要請が高まっている。

##### (8) 地球環境の保全、循環型社会への配慮

地球温暖化が進行し、温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機、自然の物質循環に対する人間活動の影響の増大にともなう生じる諸問題、中国を始めとする東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりや我が国の消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処するため、循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要になっている。

##### (9) 美しい兵庫づくり

都市については、都市機能が集積したエリアでのビルの乱立にともなうスカイラインの混乱や、小規模住宅の乱立・過密などによる都市景観の更なる悪化が懸念されている。

また、農山漁村についても、農地の利用転換による混乱や耕作放棄地の増加、里山の荒廃等、農山漁村の景観や自然環境の更なる悪化が懸念されている。

このように落ち着いた都市や美しい農山漁村の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化等が懸念さ

れる一方、良好なまちなみ景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民の志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

(g) 県土の有効利用

都市においては、経済社会情勢を反映して土地需要への圧力は一部の地域で強いものの、全体としては市街化圧力が更に弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。

このような状況の中で、郊外での大規模集客施設の立地等による中心市街地の空洞化、低未利用地の散在等の非効率な土地利用が懸念されている。

一方、農山漁村については、過疎化、高齢化にともない地域社会としての維持・存続が困難となっている集落等の増加により、空屋や耕作放棄地等の非効率な土地利用が更に増えることが懸念されている。

このように、全体としては土地利用転換が鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(h) 県土利用に関する総合的なマネジメント

県土の有効利用や質的向上を図るに当たっては、次のような状況を踏まえる必要がある。

まず、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

また、多様な主体が協働しながら発意・活動を積極的に地域づくりに活かそうとする動きが始まっており、身近な空間管理への参加意識が高まっている。

さらに、地域間の交流や連携が進む中で、自然志向やふるさと志向の高まりにともなって、田舎暮らしを希望する都市住民が増加し、都市と農山漁村との土地利用のかかわりが増大している。

このような土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大等を踏まえ、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

このため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。

(2) 県土利用の基本方針

ア 基本理念と目標

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、県民の生活や地域の発展と深いかかわりを有している。

県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

また、阪神・淡路大震災を経験した我が県では、震災での経験と教訓を活かし、21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえ、県民一人ひとりの「自律・共生」と、その躍動の場となる社会の「安全・安心」が確保された県土利用を図り、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く「元気なひょうご・美しいひょうご」の実現をめざすこととする。

イ 計画期間

兵庫県国土利用計画（第四次）の計画期間は、平成17年を基準年次とし、平成29年を目標年次とする。

ウ 県土利用の基本方針

基本方針としては、限られた県土資源であることを前提として、土地利用転換の圧力が低下している現在の状況を、計画的かつ効率的な県土利用がより一層積極的に推進されるべき機会ととらえ、課題の解決に向けて、県土の再利用や有効利用を図りつつ、適切な維持管理を行うこととする。

また、県土利用の質的向上を図るとともに、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行う。

さらに、これらを含め県土利用の「総合的なマネジメント」を能動的に進めることによって、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うものとする。

## (7) 質的向上をめざした県土利用

県土利用の質的向上に関しては、県土利用をめぐる課題を踏まえ、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」の観点の基本として施策を展開する。

## a 安全で安心できる県土利用

安全で安心できる県土利用の観点では、都市中心部に多くの機能を集積した地域構造が、阪神・淡路大震災により、極めて脆弱な一面を持つことを露呈させるとともに、近年の台風による広範な被害の発生など、これまでの都市や地域づくりのあり方に対して強い警告が寄せられている。

このため、災害に対する考え方としては、治山・治水一体となった防災対策などを総合的に展開し、災害の発生形態や地域特性を考慮した適正な県土利用を基本としつつ、急傾斜地域や脆弱な地質など災害が発生する危険の高い区域での住宅等の規制誘導、地域コミュニティ単位での相互扶助意識の向上などによる被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への対応も考慮する必要がある。

このような考え方を踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、地域レベルから県土構造レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高める。

また、高齢者や障害のある人を始め、誰もが安全で安心して暮らしながら社会参加できるユニバーサル社会づくりを進める。

## b 循環と共生を重視した県土利用

循環と共生を重視した県土利用の観点では、緑地や水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、エコロジカル・ネットワークの形成など、自然の保全、再生、創出の施策展開により、自然のシステムにかなった県土利用を進める。

また、流域における水循環に配慮したかんがい排水システムの採用、バイオマスエネルギーや下水汚泥の活用、廃棄物の減量化、再使用、再資源化等自然の循環システムと人が活用する資源の循環を視野に入れた県土利用を図る。

特に、コウノトリの野生復帰の取組にみられるように、コウノトリと共生できる環境が人にとっても安全で安心できる豊かな環境であるとの認識に立ち、人と自然が共生できる自然の保全、再生、創出を図る。

## c 美しくゆとりある県土利用

美しくゆとりある県土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用が相まって作り出された空間的な広がりを「ランドスケープ」ととらえ、このランドスケープが良好な状態にあるとき、県土は美しいと呼ぶこととし、地域が主体となってランドスケープの質を高めていく。

このため、地域特性や固有文化を生かしながら、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイラインの保全、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、「安全で安心できる県土利用」や「循環と共生を重視した県土利用」も包含して県土利用の質を高めていく必要がある。

## (4) 有効かつ適切な県土利用

人口減少化にあっても依然として一定のニーズがある都市的土地利用については、低未利用地の有効利用、土地の高度利用の促進により、その効率化及び合理化を図る。また、まちなか居住や公益公共施設のまちなか立地の促進、大規模集客施設の適正な立地誘導、生産緑地の有効利用等により、計画的に良好な中心市街地の形成と再生を図る。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と適切な利用を図る。

これらの土地利用に当たっては、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

その際、県土を一体的に県民の生活圏域としてとらえ、都市と農山漁村のそれぞれの個性と魅力を

高めつつ、交流をより一層促進し、過疎・過密地域間の住民の福祉・産業・余暇活動等を通じた地域連携を進めること等により、県土の均衡ある発展を図る必要がある。

(9) 総合的なマネジメントへの配慮

土地利用については、広域にわたる影響、生活空間の快適性や安全性の観点でとらえられる状況の変化、地域内外の多様な主体との関わりの増大、身近な生活空間の管理に参加しようとする意識の高まりなど、様々な関係性の広がりや多様な主体のかかわりが増大している。

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、こうした状況を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方に関して合意形成を図るとともに、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいく。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図るとともに、地域の主体的な取組を促進する。

さらに、国や県、市町による公的な役割の発揮、所有者等による土地の適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全部管理等の直接的な県土管理への参加、地元農産品、地域材製品の購入や募金等による間接的な県土管理への参加などにより、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う動き、すなわち「参画と協働による県土経営」を促進していく必要がある。

また、地方分権の進捗状況を踏まえ、県と市町との役割分担を進めていくことも重要である。

エ 基本方針に応じた類型別・地域別の基本方向

(7) 類型別基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

a 都市地域

市街地（人口集中地区）については、人口減少、高齢化の進展等の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることも重要となっている。

このため、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、広域及び地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。また、引き続き人口の増加や産業の集積が見込まれる都市については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域を始めとする各地域との交流や連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

その他、都市機能の集積度や経済圏域の広さなどにより相違する基本方向は、以下のとおりとする。

(a) 大都市地域<sup>\*1</sup>

大都市にあっては、文化、歴史、観光、産業等の蓄積された豊富な資源を活用するとともに、有機的な交通ネットワークによって、広域的な都市間の交流や連携を図りながら高度な都市機能を充実し、地域経済を牽引する拠点を形成することにより、効率的な土地利用を図る。

既成市街地においては、再開発や地下空間の活用等により土地利用の高度化を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導により中心市街地の活性化を図る。

市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

ヒートアイランド現象を改善するためには、人間活動から排出される人工排熱の低減、地表面

の被覆の改善、交通流対策と物流の効率化の推進や公共交通機関の利用促進、熱環境改善のための緑地、水面等の効率的な配置や建築物の屋上緑化、グラスパーキングによる緑の創出など、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するためには、まちなみ景観の連続性の確保やゆとりある空間の創出、密集市街地の改善など、安全性や生活環境の向上を図る。

(b) 中都市地域<sup>※2</sup>

中都市にあっては、中心市街地における多様な都市機能の充実を図りつつ、公共交通機関を含む交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保を推進するとともに、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導により都市の中心性を確保する。

市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図るなどコンパクトで人間サイズの都市の形成を図る。

健全な都市環境を形成するためには、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランスよい配置や健全な水循環系の構築、資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地や水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するためには、大規模建築物等の景観への配慮や周辺との調和、密集市街地の改善等による安全性や生活環境の向上を図る。

(c) 小都市地域<sup>※3</sup>

市町合併により複数の拠点を持つ都市にあっては、中心市街地や各拠点での個性に応じた機能の充実を図りつつ、中心市街地と各拠点との機能分担や連携及び近隣都市や農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、それぞれの拠点地区で不足している都市的サービスを相互に補うため、中心市街地や各拠点との交通ネットワークを強化し、住民の暮らしやすさを確保することが重要である。

健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

緑豊かな自然や伝統文化など、地域の特性や資源を生かしながら人と自然が調和した都市景観の形成を図る。

※1 大都市地域：地域を越える広域的な経済圏域を持ち、複合的な機能の集積度が特に高い市街地を形成する都市

※2 中都市地域：市町域を越える経済圏域を持ち、複合的な機能が比較的多く集積し、市街地面積が比較的広い市街地を形成する都市

※3 小都市地域：日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を形成する都市

b 農山漁村地域

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、都市住民の余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。

そのためには、優良農用地、森林、漁場を確保し、その整備と利用の高度化を図る。その際、都市との交流や地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネスの推進など、活力ある農山漁村づくりを進めることが重要である。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な農村においては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図るなど、農業経営基盤の強化に努めることとし、漁村においては、水産資源の持続的な利用を図るため資源管理型漁業を進める。

これら生産基盤の整備に当たっては、生態系や景観など環境との調和に配慮するとともに、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図る。また、農地やため池の持つ防災機能を高めることにより災害に強い農村づくりを進める。

中山間地域においては、過疎化や高齢化の進行にともない、生産活動の停滞や後退が見られるこ

とから、地理的、社会的な条件不利を解消し、生活の利便性や交流拡大を図るための道路、交流拠点や生活環境施設等の整備を進める。また、生活環境や情報基盤の整備が遅れている漁村地域において、安全で快適な生活空間の確保を図る。

特に、集落機能が維持できず、将来的に維持や存続が危ぶまれる集落のある地域にあつては、県土保全機能など、農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた公益機能を守ることが重要である。このため、公益機能を継承する人材の確保、森林の公的管理や都市住民も一体となった整備の手法、多自然居住の更なる推進など都市との交流や連携を強化する仕組みづくりとともに、これらの地域に暮らす人々の生活を成り立たせる条件整備などの総合的な施策を展開し、持続可能な県土管理を図る。

#### c 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワークを形成するうえで中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生することなどにより、適正に保全する。

その際、在来種保全の観点を中心として外来生物の侵入の防止に努めるとともに、農林水産業への野生鳥獣被害等の防止を図りながら、人と野生生物との共生を目指す。

また、エコロジカル・ネットワークを形成する観点から、環境創造型農業の推進や水田、河川の自然再生、里山の整備、海岸の保全・再生、健全な水循環の構築等、都市と農山漁村との適切な関係を構築し、人と自然が共生する地域の創造に努める。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験や自然学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

#### (i) 地域別基本方向

地域の区分は、自然的、社会的条件等を考慮して、神戸・阪神地域、東播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域及び淡路地域の6地域とする。

また、各地域の個性や特性を生かした地域づくりにあわせて、異なる価値観を持つ多様な主体が認め合い、補い合つて真に豊かな暮らしを実感できる自律・分権型の「成熟社会」をめざした多彩で魅力ある県土利用を図るものとする。

#### a 神戸・阪神地域

神戸・阪神地域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきたが、阪神・淡路大震災では、都市機能を集中させてきた中心市街地が被災し、地域全体が機能不全に陥り、大規模な自然災害の前で都市は脆弱な一面を持つことが認識された。

震災で多量の社会資本と産業ストックが失われたことにより、定住人口の流出や産業経済の空洞化が生じたが、震災から10年以上を経過し、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など、被災地の復興は概ね順調に進んでいる。

今後、震災から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備を始め、福祉コミュニティの形成、芸術文化機能の充実、既存産業の高度化、新産業の立地を図り、都市機能を計画的に分散配置するなど、質の高い豊かな都市環境を更に充実させながら、自然と共生した安全で安心できる快適な都市環境の創造を図る。

このため、市街地においては、循環型社会の構築を図るため、既存都市施設ストックの活用にも配慮する。

臨海部の埋立地、遊休地においては、ウォーターフロントとしての立地を活かした住宅・商業・業務等の機能を併せ持つ次世代産業の先導的事業としての基盤整備や既存産業の高度化、新産業の育成・創造、医療産業都市構想の具体化など、新しい経済交流拠点づくりや失われた環境の回復をめざす。

尼崎臨海地域においては、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森づくり」を推進する。

内陸部においては、都市近郊に広がる緑豊かな自然環境を保全しつつ、魅力ある生活空間を持つ居住環境の維持に努めるとともに、自然環境の保全・活用により市街地空間と田園・山麓空間との一体性を活かしたまちづくりを進める。



都市近郊の森林については、身近で貴重な緑資源として適正な保全と利用を図るとともに、特に六甲山系や北摂連山においては、都心に近接する豊かな自然環境を活用して、自然とのふれあいや環境学習、エコツーリズム等を推進し、多くの人々が集い、憩い、人と自然が共生する空間づくりを進める。

なお、市街地に隣接する六甲山系南側・東側山麓部において、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全・創出を図るため、六甲山系グリーンベルトの整備を進める。

市街化区域内の農用地は、良好な都市環境に資する空間として有効利用を図るとともに、公園・緑地、市民農園等の公共的利用も図る。特に生産緑地については、生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間など多面的機能を発揮する空間として都市環境との調和を図りながら保全する。

一方、都市近郊の農村においては、都市近郊農業の振興を図るため、農用地の整備と生鮮農産物の生産など利用の高度化を進めるとともに、農村集落の良好な環境を保全するため、農用地、農業用施設の維持・管理を図る。

#### b 東播磨地域

東播磨地域は、県下最大の河川である加古川を有し、山から海まで多彩な自然が存在する。

また、都市と農村の連たん、地場産業の象徴である「ものづくり産業」の拠点、伝統的な農村などの様々な様相が変容しつつある一方で、自然に恵まれたゆとりある土地空間を有効活用し、環境と調和しながら持続的に発展する新しい地域づくりやアクセスの良さを生かした大きな交流の舞台づくりの可能性を持つ地域である。

したがって、「ひょうごのハートランド」をめざす理念のもと、地域の様々な資源と都市との交流接点を活かして地域づくりに取り組むとともに、他地域との交流や物流の基盤となる東西方向や南北方向の交通の円滑化を図る。

こうしたことから、内陸部においては、主として農林業的土地利用がなされてきたが、広域幹線道路の整備等にもない、教育、文化、観光・レクリエーション等の様々な施設立地が進んでいる。

あわせて、産業、教育、研究、居住等の複合機能都市圏の形成のため、ひょうご情報公園都市の整備・活用（企業立地）を推進するとともに、災害時における全県を対象とした広域防災拠点、あるいは、平常時の県下のスポーツ拠点としての三木総合防災公園の整備と利活用を図り、人と防災と自然環境の調和した地域形成を図る。

また、臨海部においては、神戸・阪神都市圏の外延化の影響を受け、工業化、都市化により都市的土地利用が進んでおり、近年は、東西方向の交通網の発達から、神戸・大阪方面への通勤圏の拡大も進んでいる。また、播磨地域全体が一つの生活圈・経済圏として一体化が進展している。

したがって、臨海部の市街地においては、新産業の立地、住宅地、商業・業務用地等都市的土地利用への対応を図るとともに、産業の高付加価値化や構造変化、都市機能の充実、生活環境の向上のため、南北方向のみならず東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道など都市基盤施設の整備により、震災の教訓を踏まえながら計画的に安全で安心できる良好な市街地の形成を図る。

さらに、臨海部の市街地の周辺等においては、地域全体が“水辺を主役とした博物館”となる新しい地域づくりを進める「いなみ野ため池ミュージアム」や産業と地域の活性化、にぎわいのある水辺空間の再生と創造を図る「高砂みなとまちづくり構想」などを推進する。

河川、海岸、ため池など水辺については、有効利用による親水性の確保や野生生物の生息・生育などの生態系等に配慮した公園・緑地等の整備を進める。

#### c 西播磨地域

西播磨地域は、商工業が点在した都市部を有する南部臨海地域と自然豊かな農山村を持つ中北部からなる広大な地域である。また、中国山地から流れ出した市川、揖保川、千種川の3本の河川によって形成される田園風景や伝統・歴史・文化を育んだ個性豊かな流域生活文化圏域を持つ地域である。

今後は、自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくりや人の輪を大切にして広域的な交流を活発に進める。また、防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上に取り組み、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくりを進める。さらに、産業活動、物流面で関連の大きい東播磨地域との一層の連携を図ることが重要である。

このため、臨海部の市街地においては、先端技術産業用地、住宅地、商業・業務用地等の都市的土地利用に必要な用地の確保を図っていくこととする。また、産業の高付加価値化や構造変化への的確な対応、都市機能の充実、生活環境の向上を図るため、南北方向と併せて東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道など都市基盤施設の整備を行い、良好な都市環境の形成を図る。

一方、内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農用地及び森林の整備と利用の高度化を進め、豊かな自然と調和した地域づくりをめざす。

また、高度技術化に対応する西播磨テクノポリスの拠点として播磨科学公園都市のまちづくりを推進するとともに、関連産業の集積を促進し、人と自然と科学の調和した地域の形成を図る。

さらに、瀬戸内海の温暖な気候と森林や海岸等の豊かな自然を活かし、観光やレクリエーション等の多様な交流ゾーンとしての地域整備を進める。

#### d 但馬地域

但馬地域は、豊かな森、川、そして海等の優れた自然環境を有しており、これらの豊かな自然を活かした観光・レクリエーション産業や家具、鞆等の地場産業、農林水産業を中心に発展してきたが、都市的利便性・サービスに対するニーズも高まっている。

今後は、引き続き、農林水産業の振興を図りつつ、環日本海交流における県の玄関口として、豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的魅力を有する生活基盤の整備を図る。

このため、広域交通体系の整備、住宅地、教育研究施設の整備等の都市的土地利用に必要な用地の確保を図るとともに、中核となる都市においては、教育、文化、情報通信等の都市機能の充実、保健・医療・福祉の一体的推進に資する施設の整備、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の都市基盤施設の整備により、安全で安心できる良好な市街地の形成を図る。

一方、農山漁村においては、流通や加工過程を含め付加価値の高い地域特産物の生産活動に必要な用地の確保を図るとともに、農用地、森林及び漁港の整備と利用の高度化を図り、あわせて、生活環境の向上のための都市基盤施設の整備を進める。

また、海岸、森林、温泉、二次的自然としての農地等の多彩で豊かな自然資源は、保全に努めるとともに、コウノトリも住める環境が、人間にとっても安全で安心な豊かな環境であるとの認識のもと、住民や各種団体、行政が協働して、田園の自然再生、安全・安心な食と農、環境教育等への取組を通じて、地域全体を自然と共生するモデルエリアとする「コウノトリ自然博物館構想」を推進し、名実ともに「コウノトリ翔る郷」として地域をあげた取組を進める。

さらに、冬季においても快適な生活を維持するため、雪に強い道路整備など、利雪・克雪を含む総合的な凍雪害対策を進める。

#### e 丹波地域

丹波地域は、田んぼや里山、伝統的な建物からなる田園風景が残り、「日本のふるさと」とも言える美しい景観を呈している。また、丹波の自然は、そこに住む人々はもちろん、隣接する阪神都市圏等の人々に対して、余暇活動の場を提供するなど、重要な役割を担っている。

したがって、緑豊かな自然や伝統文化を守り活かしながら人と自然と文化が調和した地域づくりをめざすこととしている「丹波の森構想」を推進し、ゆとりとうるおいのある生活空間の形成を図るとともに、都市との交流による効果を地域の活性化につなげることが必要となっている。

このため、観光・レクリエーション産業を振興し、住宅地、産業・業務用地等の都市的土地利用に必要な用地を自然との調和に配慮しながら確保することとし、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の都市基盤施設の整備により、計画的に安全で安心できる良好な市街地の形成を図る。

また、農林業の振興のため、農用地の有効利用により、盆地特有の気候や風土を生かした地域特産物を育成し、環境に配慮した農業や交流型農業を進めるとともに、森林の整備と利用の高度化を進める。

さらに、豊かな自然資源やすぐれた伝統文化を活かし、都市住民との様々な交流活動の展開やリピーターの確保、更には、定住へとつなげることによる地域活性化を図るため、「たんば田舎暮らし支援プロジェクト」を推進する。

#### f 淡路地域

淡路地域は、豊かな自然に恵まれた優れた景観を有し、農業-畜産業-、漁業が盛んであるとともに、“国うみ伝承”に彩られた歴史、淡路人形浄瑠璃等の伝統文化、全国的に知られる瓦・線香に代

表される地場産業など、多様な地域資源に恵まれた観光交流の島でもある。

関西国際空港や明石海峡大橋の供用開始、平成18年には神戸空港が開港するなど交流基盤が整うなか、地域特性を活かし、自然環境と調和した住み良い生活空間と多彩な交流空間の形成を進めている。

平成12年に淡路花博「ジャパンフローラ2000」を開催し、阪神・淡路大震災からの創造的復興をめざす姿をアピールするとともに、花と緑の存在が、豊かなライフスタイルの創造や人と自然の調和を実現していく島づくりを支える象徴として再認識した。

今後は、「人と自然の豊かな調和を目指す環境立島『公園島淡路』」を目標に、淡路らしい風土資産を活かす「淡路島まるごとミュージアム構想」をはじめとして、資源循環型社会をめざす「あわじ菜の花エコプロジェクト」、美しい景観を創る「あわじ総合緑花プラン」の推進など、様々な取組を進めていく。

このため、地域の素材（花卉や瓦等）を活かした個性豊かな産業の立地や観光・レクリエーションなどに必要な用地の確保を図るとともに、市街地においては、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道など都市基盤施設の整備により、計画的に安全で安心でできる良好な市街地の形成を図る。

農山漁村においては、技術革新、生産流通施設の近代化等による都市近郊農業の振興や水産業の活性化を図るため、農用地、漁港等の整備と利用の高度化を図り、あわせて、生活環境の向上のための社会基盤施設の整備を進める。なお、土取り跡地については、計画的に自然の回復や有効利用を図る。

また、海岸や森林等の自然資源については、保全に努める一方、観光・レクリエーションや健康増進の場としても有効利用を図る。

さらに、近い将来に発生が確実視されている、東南海・南海地震に備えるため、南あわじ市福良地区において、津波防災ステーションの設置など防災対策を進め、安全な土地利用を誘導する。

### (3) 利用目的に応じた区分ごとの基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。なお、この基本方向の推進に当たっては、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心な県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

#### ア 農用地

農用地については、食料の安定的な供給の確保に配慮し、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、必要な用地の確保と整備を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や生物多様性等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用転換を図る。

#### イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ生物多様性保全、地球環境保全、水源涵養機能等の多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図る。

森林の整備と保全に当たっては、森林を県民共通の財産と位置づけ、公的な管理や社会全体で森林を支える仕組みを構築し、所有者の適正な管理に加え、森林に関心を持つ県民や企業等、多様な主体による森林管理への参加の促進を図る。

スギ・ヒノキ人工林については、公的管理の充実による多面的機能の高度発揮や林業生産サイクルの円滑な循環による持続可能な循環型林業を確立し、適正な利用を図る。

林業経営として収益を確保することが難しい森林にあっては、広葉樹の植栽や天然更新による広葉樹林化等の省力的な管理が可能な森林への誘導を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林につい

ては、その適正な維持・管理を図る。

#### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、近年における災害の実情や都市化の進展にともなう流況の変化などを考慮して、災害を未然に防止するための河川整備や農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持・管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全や再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うろおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等の多様な機能の維持・向上を図る。

#### エ 道路

一般道路については、県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる高規格幹線道路や地域高規格道路などで構成する「高速道六基幹軸」等とこれらを補完する幹線道路を始めとした暮らしと交流を支える道路網の整備を進めるために必要な用地の確保を図る。

さらに、「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用するなど効率的及び効果的な整備を進め、既存用地の持続的な利用を図る。

これらの整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。

特に、市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全や創造に努める。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

#### オ 住宅地

住宅地については、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

また、地域の自然的、社会的な特性を踏まえた災害に強い適切な県土利用を図るとともに、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

さらに、災害時においても早期復旧による適切な住宅地利用が継続されるよう、「被災者生活再建支援制度」及び「地震保険制度」の活用、「住宅再建共済」への加入促進等により、自助、共助、公助が一体となった効果的な住宅再建の支援システムを構築する。

#### カ 工業用地

工業用地については、環境の保全等に配慮し、産業構造のグローバル化、情報化の進展等にともなう産業の高付加価値化や差別化、地域資源を重視した生産システム及びものづくり産業の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の適切な確保を図る。

また、工場移転、業種転換等ともなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

#### キ その他の宅地

店舗、事務所用地については、経済のソフト化やサービス化の進展等に対応して、市街地の再開発等による土地利用の高度化や都市機能の整備、中心市街地における商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

このような中で、大規模集客施設については、中心市街地の活性化等の都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地誘導を図る。

文教施設、厚生福祉施設等の公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、景観形成等周辺環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

なお、これら施設の立地については、施設の拡散を防ぐ観点からまちなか立地に配慮する。

#### ク その他

(7) 公園・緑地については、人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な

環境形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、緑化の推進や緑地の保全を図りながら必要な用地を確保する。

- (f) レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化やツーリズムの振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。

その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、スポーツに対する県民の高い関心のなか、スポーツ振興を通じて健康づくりや地域での世代間交流の促進が図られるよう配慮する。

なお、ゴルフ場用地については、自然環境へ与える影響が大きいことから、引き続き開発行爲を抑制する。

- (g) 低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地は、交通や環境問題等の周辺への影響や地域の景観との調和等を踏まえ、再開発用地や防災、自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。

市街地及びその周辺における都市的土地利用と農業的土地利用が混在する中で生じている耕作放棄地については、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適正な活用を図る。

また、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的または間接的な参加を促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図ることを基本とし、それぞれの地域の状況に応じて森林等の農用地以外への転換による有効利用を図る。

露天駐車場、資材置場等については、周辺の景観との調和等を踏まえ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な活用を図る。

大規模な未利用地となっている土砂採取跡地については、地域の景観との調和等を積極的に図るとともに、周辺の良好な自然環境と調和する適切な土地利用の誘導を図る。

- (h) 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った有効活用を図る。この場合、環境の保全・再生と県民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮する。

なお、沿岸域の埋立てについては、環境の保全、漁場環境の維持等に十分配慮して慎重に行う。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全、再生や漂流・漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を進めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全、再生を図る。

## 2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (i) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成17年とする。

イ 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処することとする。

ウ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ550万人、およそ227万世帯と想定する。

人口の内訳は、神戸・阪神地域では、331万人、東播磨地域では、96万人、西播磨地域では、82万人、但馬地域では、17万人、丹波地域では、11万人、淡路地域では、13万人程度を見込むものとするが、今後の各施策の計画実施に当たっては、地域の実情や経済社会情勢を踏まえて、弾力的に設定する必要がある。

エ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

オ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、県土利用の現況と変化に関する調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等を考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測するものとする。

カ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標

地 目	実績値 平成17年 (ヘクタール)	目標値 平成29年 (ヘクタール)	構 成 比		増 減 (ヘクタール)
			平成17年	平成29年	
農 用 地	77,370	70,780	9.2%	8.4%	△ 6,590
森 林	562,410	561,200	67.0%	66.8%	△ 1,210
水面・河川・水路	31,480	31,380	3.7%	3.7%	△ 100
道 路	33,390	35,760	4.0%	4.3%	2,370
宅 地	63,200	67,000	7.5%	8.0%	3,800
住 宅 地	36,060	38,010	4.3%	4.5%	1,950
工 業 用 地	7,760	8,520	0.9%	1.0%	760
その他の宅地	19,380	20,470	2.3%	2.4%	1,090
そ の 他	71,640	73,570	8.5%	8.8%	1,930
県 土 面 積	839,490	839,690	100.0%	100.0%	200
市 街 地	56,300	57,360	6.7%	6.8%	1,060

(注) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成17年欄の市街地の面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

平成29年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

ア 農用地

農用地については、他用途への転用を行う場合には優良農用地は極力避けるものとした上で、宅地、道路等への転換により、神戸・阪神地域では7,430ha程度、東播磨地域では18,720ha程度、西播磨地域では16,720ha程度、但馬地域では10,740ha程度、丹波地域では9,510ha程度、淡路地域では、7,660ha程度となる。

イ 森林

森林については、宅地、道路等への転換はあるものの、県土保全機能等の維持という観点から保全・確保を図るものとし、神戸・阪神地域では55,630ha程度、東播磨地域では52,760ha程度、西播磨地域では180,530ha程度、但馬地域では176,320ha程度、丹波地域では、65,240ha程度、淡路地域では、30,720ha程度となる。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害防止、水資源開発、農業用水路の整備等について必要な用地を確保するが、ため池や水路の減少により、神戸・阪神地域では5,740ha程度、東播磨地域では9,320ha程度、西播磨地域では6,910ha程度、但馬地域では4,790ha程度、丹波地域では、2,370ha程度、淡路地域では、2,260ha程度となる。

エ 道路

道路については、一般道路及び農道、林道の整備により増加し、神戸・阪神地域では9,960ha程度、東播磨地域では7,260ha程度、西播磨地域では7,890ha程度、但馬地域では4,530ha程度、丹波地域では、2,790ha程度、淡路地域では、3,330ha程度となる。

オ 宅地

宅地のうち、住宅地については人口及び一般世帯数の増加等により、神戸・阪神地域では14,720ha程度、東播磨地域では8,550ha程度、西播磨地域では8,500ha程度、但馬地域では2,410ha程度、丹波地域では2,070ha程度、淡路地域では1,750ha程度となる。

工業用地については、計画的な工業団地の造成、未分譲工業用地の有効利用を図ることにより、神戸・阪神地域では2,100ha程度、東播磨地域では2,730ha程度、西播磨地域では3,050ha程度、但馬地域では

270ha程度、丹波地域では240ha程度、淡路地域では130ha程度となる。

その他の宅地については、土地利用の高度化を図りつつ、必要な用地を確保することにより、神戸・阪神地域では7,470ha程度、東播磨地域では4,280ha程度、西播磨地域では4,990ha程度、但馬地域では1,550ha程度、丹波地域では1,000ha程度、淡路地域では1,180ha程度となる。

### 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

#### (1) 公共福祉の優先

土地については、土地基本法の理念に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

#### (2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令の適切な運用により、また、本計画及び市町計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、県民の理解と合意形成を図るとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

#### (3) 21世紀兵庫長期ビジョンを基調とした地域整備の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図る。

そのため、「21世紀兵庫長期ビジョン」を基調として、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面等について総合的に配慮する。

#### (4) 安全・安心な県土づくりの推進

ア 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用の配置との適合性、超過洪水等の風水害、豪雪、高潮及び地震、津波への対応に配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図るとともに、河川、砂防、港湾等の県土保全施設の整備を推進する。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 県土レベルでの安全性を高めるため、特定地域への都市機能の集中を避け、都市機能の分散とそれら相互のネットワークを強化し、防災性と代替性に富む多核的な都市構造を形成する。

地域レベルにおける安全性を高めるため、道路、河川を骨格として広域防災帯を形成し、これによりブロック化された市街地に防災拠点を設置する。

あわせて、医療、福祉、行政、学校等の地区の公用・公共用施設を核として、緊急時の避難、物資備蓄等の自立的な防災機能を持つコミュニティ防災拠点の整備を進めるとともに、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

さらに、誰もが住み慣れた地域や住まいで安心・安全に生活することができるよう、高齢者や障害者にも配慮したユニバーサルなまちづくりの推進を図る。

ウ 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等による災害に強い森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

また、里山林については、身近な自然へのふれあいの場の提供を通じて、県民の理解と参加を得ながら地域の自然植生を生かした森林の再生・管理を図る。

さらに、都市近郊の森林については、震災の教訓を踏まえ、六甲山系グリーンベルトを整備するなど、地形等自然条件に配慮して保全及び整備を図る。

(5) 美しく健全な環境の保全と創造

ア 二酸化炭素等の排出抑制

地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、大都市におけるヒートアイランド現象の改善を推進するため、複数施設への効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置やグラスパーキング、屋上緑化等による緑の創出、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組み、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市の緑の適切な保全・整備を図る。

イ 廃棄物の適正処理の推進

持続可能な循環型社会を目指して、廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを進め、資源の循環利用の促進を図るとともに、それでもなお発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的かつ総合的なシステムを形成するため、必要な用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい道路の周辺等において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

エ 健全な水循環等の構築

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。

特に、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の適正な管理や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

オ 多様な自然環境の保全・再生・創出

高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間、NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化や減少した地域については、自然の再生や創出により質的向上や量的確保を図る。この場合、いずれの地域においても生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

カ 地域の特色を活かした景観の形成

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護、地域の個性を形成する特色ある自然の保全等を図るため、史跡・名勝・天然記念物、郷土記念物等の調査・指定、埋蔵文化財発掘調査の適正な実施を図るとともに、開発行為等の規制を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

特に、周辺の景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等については、景観への影響を評価し、美しいまちなみ景観を誘導する。

キ 各種事業における環境への配慮

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏



まえつつ公共事業等の位置や規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

#### ク 瀬戸内海環境の保全

瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、自然海岸等の保全や再生に努めるとともに、海岸及び海域の埋立てについては、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨に十分配慮するほか、代償措置の実施など環境への配慮にも努める。

### (6) 県土の利用目的に応じた区分ごとの措置の概要

#### ア 農用地

農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を促進するため、集落営農の組織化、担い手や特定農業団体等への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、特産物の栽培支援などによる不作付地の解消、裏作付作の積極的拡大、自然や食、農に親しむライフスタイルが実践できる市民農園の整備等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

#### イ 森林

森林については、県土保全などの多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備や保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

#### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、広域防災帯、緊急時の消火や生活用水の取水等防災機能の向上、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

特に、ため池は、流域での位置や規模によっては下流地域の洪水抑制など県土保全の観点だけではなく、貴重な生物種が生息し、地域文化を育むとともに、人々の交流や様々なレクリエーションの場ともなるものであり、親水空間として整備、開放していくことが、多面的機能を発揮する上で重要である。

このため、地域の財産として地域住民の参画と協働を得ながら、ため池の保全、再生を図っていく。

#### エ 道路

道路については、緊急時の高速性と円滑な交通が確保できる代替性を備えた格子型広域幹線道路網の形成やこれを補完する一般幹線道路網等の整備による災害に強い交通体系の形成、交通安全施設等の整備による安全で円滑な交通の確保、ライフライン等公共・公益施設の収容、道路緑化等を推進して安全で安心できる良好なまちなみの形成を図り、道路空間の有効利用に資する。

また、道の駅等の整備により、休息機能、情報発信機能、地域の連携機能の確保を図る。

#### オ 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入によるまちなか居住の促進、オールドニュータウンの再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて持続的な利用を図る。

また、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

#### カ 工業用地

工業用地については、経済活動のグローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を計画的に促進する。

工業用地の整備に当たっては、地域社会との調和及び公害防止の充実を図るとともに、高質、低コスト化に努める。

また、次世代成長産業の育成や企業誘致の促進、ものづくり産業の競争力の強化に努め、未利用地の利用促進を図る。

#### キ その他の宅地

商業・業務・研究等用地については、これらの機能が効率的に発揮できるよう、都市計画やまちづくりとの整合を図りながら、都市交通施設の整備や地域の実情に応じた市街地の整備を促進する。

なお、大規模集客施設の立地に関しては、大規模集客施設にかかる計画と市町のまちづくりに関する計画との整合を図るとともに、影響の広域性に配慮した調査を充実する。

公共用施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

#### ク その他

(7) 公園・緑地については、“「つくる」から「つかう」へみんなで育てよう、私たちの公園”をテーマに、県民の参画と協働を得て、「安全・安心の地域づくりの拠点」、「自然環境を守るなど、地域に役立つ公園」、「県民と共に育てる魅力ある公園」づくりを推進する。

(4) レクリエーション用地については、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の振興や都市と農山漁村との交流を勘案し、公園・緑地、森林、河川、沿岸域等の利用や未利用地の活用を図る。

(7) 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用や環境の保全の観点から、農用地としての活用を基本とするが、自然的・経済的に農用地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら、森林等農用地以外の活用を図る。

市街化区域内の低未利用地については、県土の有効活用、防災性の向上、良好な都市環境の形成の観点から計画的な活用を図る。

(4) 沿岸域については、海陸一貫物流の強化に向けた港湾施設整備や活発な漁業生産活動を支援するための漁港施設整備を促進する。また、地域の特色に応じて、自然環境や景観の保全・再生を図り、人々が気軽に海とふれあえるよう、なぎさの再生や新しいなぎさの創造、なぎさのネットワーク化をめざす。

#### ケ 措置における留意事項

土地の有効利用の促進を図る場合における農用地、森林、宅地等の相互の土地利用転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、人の生活はもとより、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどにかんがみ、慎重な配慮の下で地域の実情に応じて総合的かつ計画的に行う。

特に、大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて、事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全に配慮しつつ、適正に行う。

#### (7) 総合的なマネジメントの推進

土地所有者以外の者が、それぞれの長を活かして県土の管理に参加することは、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国や県、市町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、「緑」を次世代に引き継ぐため県民総参加で取り組む「県民緑税」、緑化活動に対する寄付等、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく、「参画と協働による県土経営」の取組を推進する。

総合的・計画的な土地利用を展開するため、県土を総合的に把握するための国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進し、その調査結果の普及及び啓発を図る。このような中で、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。



#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字馬坂1105番1、1105番3

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市西駅前町1番地  
神姫バス株式会社 代表取締役 上 杉 雅 彦
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成20年9月12日  
兵庫県指令東播（建）第1－10号（20高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市若狭野町野々宮ノ前272番1、273番1、1523番1、1524番、1525番、1533番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地  
丸紅エネルギー株式会社 代表取締役 中 島 忠 嗣
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成20年4月22日  
兵庫県指令西播（建）第1－24号（19相生）